東京農工大学大学院工学研究院が選出する教育研究評議員候補者に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
_ 	_ +-H11	
本則 (意向調査管理委員会)	本則 (意向調査管理委員会)	
第8条(略)	第8条(略)	
2 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。	2 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。	
(1) (略)	(1) (图各)	
(2) 小金井地区事務部事務長	(2) 小金井地区事務部事務部長	
(3) • (4) (略)	(3) • (4) (略)	
3 • 4 (略)	3 • 4 (略)	

附 則(令和3年4月1日規程第15号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。